

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定期間並びに指定期間を定める基準 (抜粋)  
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定期間を定める基準 (抜粋)  
〔平成十八年三月十四日号外厚生労働省令第三十五号〕

## 目次

### 第一章 総則 (第一条—第三条)

#### 第二章 介護予防訪問介護

<中略>

#### 第四節 運営に関する基準 (第八条—第三十七条)

<中略>

#### 第三章 介護予防訪問入浴介護

<中略>

#### 第四節 運営に関する基準 (第五十条—第五十五条)

<中略>

#### 第七章 介護予防通所介護

<中略>

#### 第四節 運営に関する基準 (第一百条—第一百七条)

<中略>

#### 第八章 介護予防通所リハビリテーション

<中略>

#### 第四節 運営に関する基準 (第一百十九条—第一百二十三条)

<中略>

#### 第九章 介護予防短期入所生活介護

<中略>

#### 第四節 運営に関する基準 (第一百三十三条—第一百四十二条)

<中略>

#### 第十章 介護予防短期入所療養介護

<中略>

#### 第一節 基本方針 (第一百八十六条)

<中略>

#### 第二節 人員に関する基準 (第一百八十七条)

<中略>

#### 第三節 設備に関する基準 (第一百八十八条)

<中略>

#### 第四節 運営に関する基準 (第一百八十九条—第一百九十五条)

<中略>

#### 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第一百九十六条—第一百二十二条)

<中略>

#### 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第一百八十三条—第一百八十九条)

<中略>

#### 第一款 この節の趣旨及び基本方針 (第一百九十条・第一百九十二条)

<中略>

#### 第二款 設備に関する基準 (第二百五条)

<中略>

#### 第三款 運営に関する基準 (第二百六条—第二百十一条)

<中略>

#### 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第二百十一条—第二百十五条)

<中略>

#### 第七節 削除

<中略>

## 第一章 総則

### (趣旨)

この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第一項  
第一款並びに第百十一条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

<中略>

### (定義)

## 目次

### 第一章 総則 (第一条—第四条)

#### 第二章 介護予防訪問介護

<中略>

#### 第四節 運営の基準 (第九条—第三十九条)

<中略>

#### 第三章 介護予防訪問入浴介護

<中略>

#### 第四節 運営の基準 (第五十二条—第五十七条)

<中略>

#### 第七章 介護予防通所介護

<中略>

#### 第四節 運営の基準 (第一百一条—第一百八条)

<中略>

#### 第八章 介護予防通所リハビリテーション

<中略>

#### 第四節 運営の基準 (第一百二十条—第一百二十四条)

<中略>

#### 第九章 介護予防短期入所生活介護

<中略>

#### 第四節 運営の基準 (第一百三十四条—第一百四十三条)

<中略>

#### 第十章 介護予防短期入所療養介護

<中略>

#### 第一節 基本方針 (第一百八十六条)

<中略>

#### 第二節 人員に関する基準 (第一百八十七条)

<中略>

#### 第三節 設備に関する基準 (第一百八十八条)

<中略>

#### 第四節 運営に関する基準 (第一百八十九条—第一百九十五条)

<中略>

#### 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第一百九十六条—第一百二十二条)

<中略>

#### 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第一百八十三条—第一百八十九条)

<中略>

#### 第一款 この節の趣旨及び基本方針 (第一百九十条・第一百九十二条)

<中略>

#### 第二款 設備に関する基準 (第二百五条)

<中略>

#### 第三款 運営に関する基準 (第二百六条—第二百十一条)

<中略>

#### 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第二百十一条—第二百十五条)

<中略>

## 第一章 総則

### (趣旨)

この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第一項  
第一款並びに第百十一条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

<中略>

## 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- 三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- 六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

## 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこころによる。

- 一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第二項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- 三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

### （指定介護予防サービスの事業の一般原則）

- 第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。  
2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たつては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療法人等との連携に努めなければならない。

### （指定介護予防サービスの事業の一般原則）

- 第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。  
2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たつては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者との連携に努めなければならない。

四 常勤換算方法 当該事業所の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定介護予防サービス事業者の指定の要件）

第四条 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）により行なわれる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所に付する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請者にあっては、この限りでない。

## 第二章 介護予防訪問介護

### 第四節 運営に関する基準

＜中略＞

（内容及び手続の説明及び同意）

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条の重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められると認めた文書を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を用いることによる方法「電磁的方法」という。により提供することができる。

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められると認めた文書を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を用いることによる方法「電磁的方法」という。により提供することができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条の重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められると認めた文書を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を用いることによる方法「電磁的方法」という。により提供することができる。

### （電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるものの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する方法  
ア 計算機とともに記録する方法  
ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家庭による重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）  
ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを受け付ける方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。  
4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算機組織である。  
5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電子情報処理組織による承諾を得なければならぬ。  
一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式  
6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該承諾を得た後によると、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要な事項に対し、当該重要な事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

**(提供拒否の禁止)**  
**第十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

**(サービス提供困難時の対応)**  
**第十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供するところが困難であると認めた場合は、その他の連絡、適切な指揮等を指示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確定するものとする）に講じなければならない。

**(受給資格等の確認)**  
**第十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の申込者に対する申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行わるよう必要な援助を行わなければならない。  
2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に努めなければならない。

**(要支援認定の申請に係る援助)**  
**第十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行わなければならない。  
2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるとときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされよう、必要な援助を行わなければならない。

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する方法  
ア 計算機とともに記録する方法  
ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家庭による重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）  
ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを受け付ける方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。  
4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機組織である。  
5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電子情報処理組織による承諾を得なければならぬ。  
一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式  
6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該承諾があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要な事項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

**(提供拒否の禁止)**  
**第九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

**(サービス提供困難時の対応)**  
**第十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供するところが困難であると認めた場合は、その他の連絡、適切な指揮等を指示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確定するものとする）に講じなければならない。

**(受給資格等の確認)**  
**第十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の申込者に対する申請が既に行われているかを確認し、申請が行わるよう必要な援助を行わなければならない。  
2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百五十五条の三第三項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

**(要支援認定の申請に係る援助)**  
**第十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行わなければならない。  
2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるとときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされよう、必要な援助を行わなければならない。

### (心身の状況等の把握)

**第十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者に係る介護予防支援のサービス担当者会議（指定介護予防訪問介護事業の人員及び運営並びに指定期間内に開催するサービス担当者会議）が開催する場合、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護予防支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号のサービス担当者会議をいふ。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<中略>

### (介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

**第十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生労働省令第三十号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対する介護予防サービス計画の作成を依頼する旨を市町村に提出することにより、介護予防サービス費の支給を受けることその他の介護予防サービスの支給を受けるためには、利用者に必要な援助を行わなければならない。

### (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

**第十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）を作成している場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

<中略>

### (サービスの提供の記録)

**第十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護について法第五十三条第十四項の規定により利用者の介護予防サービス計画に代わって支払を受けける旨を、利用者に記載した書面又はこれに準ずる書面上に記載しなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

<中略>

### (保険給付の請求のための証明書の交付)

**第二十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を交付しなければならない。

<中略>

### (利用者に関する市町村への通知)

**第二十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を交付しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないと認められたとき又は要介護状態になつたと認められたとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けようとしたとき。

<中略>

### (心身の状況等の把握)

**第十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業等に係る介護予防支援のサービス担当者会議（指定介護予防訪問介護のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号のサービス担当者会議をいふ。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<中略>

### (介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

**第十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生労働省令第三十号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対する介護予防サービス計画（同条第一号ハ及びニの計画を含む。以下同じ。）の作成を依頼する旨を市町村に対して届け出ることにより、介護予防サービス費の支給を受けることその他の介護予防サービスの支給を受けるためには、利用者に必要な援助を行わなければならない。

### (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

**第十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されなければならない。

<中略>

### (サービスの提供の記録)

**第二十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護について法第五十三条第十四項の規定により利用者の介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者に記載した書面又はこれに準ずる書面上に記載しなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

<中略>

### (保険給付の請求のための証明書の交付)

**第二十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を交付しなければならない。

<中略>

### (利用者に関する市町村への通知)

**第二十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないと認められたとき。

二 程度を増進させたと認められたとき又は要介護状態になつたと認められたとき。

三 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けようとしたとき。

<中略>

## (掲示)

**第三十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十六条に規定する重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

## (秘密保持等)

**第三十一条** 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  
2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

<中略>

## (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第三十二条** 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  
2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

<中略>

## (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第三十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用する場合に、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

## (苦情処理)

**第三十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるたために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

**第三十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるたために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

**第三十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

**第三十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第三十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第三十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第四十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第四十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第四十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第四十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第四十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第四十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第四十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から他の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を受けた場合には、当該指揮又は助言を行わなければならない。

**第四十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

**第四十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

## (地域との連携)

**第三十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防訪問介護に關する利用者からの苦情に關して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

## (事故発生時の対応)

**第四十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

**第四十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

**第四十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

**3** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第三十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<中略>

第三章 介護予防訪問入浴介護

<中略>

第四節 運営に関する基準

<中略>

(管理者の責務)

**第五十二条** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

**2** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

<中略>

第七章 介護予防通所介護

<中略>

第四節 運営に関する基準

<中略>

(勤務体制の確保等)

**第一百二条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

**2** 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者については、指定介護予防通所介護事業所を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

**3** 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

**4** 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

<中略>

(非常災害対策)

**第一百四条** 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に周知するとともに、定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<中略>

(非常災害対策)

**第一百五条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。

**2** 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

**3** 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力をを行うたための体制の整備に努めるものとする。

**4** 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

中略

運営に関する基準 第四節

衛生管理等)

**第百二十二条** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を行わなければならない。

**2** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないようにより必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

中略

第九章 介護予防短期入所生活介護

### (内容及び手続の説明及び同意)

第八条第二項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

## (指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

**(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)**

**第一百三十五条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾患、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用するためなければならない。

中略

(地域等との連携)

**第一百四十一條** 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めなければならない。

八  
中略

第四節 運営の基準

八路中

**第百二十二条** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を行わなければならない。

**2** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないようにより必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

中略

第九章 病理護理  
第一章 病理護理

第九条 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

中路 >

(地域等との連携)

**第一百四十一條** 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めなければならない。

**第一百八十六条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む上に日常生活の質の向上及び機能訓練その他の必要な医療並びに心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持を行うこととすることができます。

第一節 人に會する基準

**第百八十七条** 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防事業者」）が当該事業を行なう事業所（以下「指定介護予防事業所」）に置くべき指定介護予防事業者（以下「指定介護予防事業者」）と業者との間の契約は、この規則による。

二 定年旧介護予防事業所の運営とその効力

（一）定年旧介護予防事業所の運営

（二）定年旧介護予防事業所の効力

**2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者と同一の事業所において、かつ、指定期間第百四十二条等基準を満たすことをもつて、前項に規定する場合について**

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあって當該指定介護予防短期入所療養介護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上でありますこと、かつ、夜間におけること、配置してあること。

**2 指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とは、前項に規定する場合に満たしている場合は、第一項に規定するものとみなすことができる。**

### 第三節 設備に関する基準

#### 第三節 設備の基準

**第一百八十八条** 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する。介護老人保健施設の人員、施設及び設備（介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設第三十九条）を有することとする。））を除く。）を有することとする。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所を改正する法律附則第一項の規定による第二項に規定する基準（平成十一年厚生省令第百三十七条）を有することとする。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、診療病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ ハ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

三 療養病床を有する病院又は診療所にあっては、医療法に規定する病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ ハ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

二 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

三 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期间入所療養介護事業とが同一の事業所において、かつ、指定期入所療養介護の事業とが同一の事業所において、かつ、機能訓練の第一項及び第二項に規定する設備に運営される場合については、指定居宅サービス等基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第一百七十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設及び設備（介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設第三十九条）を有することとする。））を有すること。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養施設（健康保険法等の規定による第三十七条の二第一項の規定による第二項に規定する基準（平成十一年厚生省令第百三十七条）を有すること。）を有すること。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、診療病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ ハ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、診療病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ ハ 食堂及び浴室を有すること。

二 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

三 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期间入所療養介護の事業とが同一の事業所において、かつ、指定期入所療養介護の事業とが同一の事業所において、かつ、機能訓練の第一項及び第二項に規定する設備に運営される場合については、指定居宅サービス等基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### （対象者）

**第一百八十九条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及機能訓練その他必要な医療その他の必要がある者を受ける必要がある。介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定期入所療養介護の事業とが同一の事業所において、かつ、指定期入所療養介護の事業とが同一の事業所において、かつ、機能訓練の第一項及び第二項に規定する設備に運営されるものとされた介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

##### （利用料等の受領）

**第一百七十一条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービスの支払を受けるものとする。

**第二项** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける料額と、指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービスの支払を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**第三项** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスから支払を受ける料額と、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

#### 第四節 運営の基準

##### （対象者）

**第一百七十六条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及機能訓練その他必要な医療その他の必要がある者を受ける必要がある。介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定期入所療養介護の事業とが同一の事業所において、かつ、指定期入所療養介護の事業とが同一の事業所において、かつ、機能訓練の第一項及び第二項に規定する設備に運営されるものとされた介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

##### （利用料等の受領）

**第一百七十七条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービスの支払を受けるものとする。

**第二项** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける料額と、指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービスの支払を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**第三项** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスから支払を受ける料額と、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が支給された場合、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により支払われた場合に支給される費用に代わり当該指定介護予防サービスの負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により支払われた場合に支給される費用に代わり当該指定介護予防サービスの負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要な費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要な費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便益のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの費用の額及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （身体的拘束等の禁止）

第百九十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### （運営規程）

第百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 通常の送迎の実施地域

五 非常災害対策

六 その他運営に関する重要な事項

#### （定員の遵守）

第百九十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者に対する利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により支払われた場合に支給される費用に代わり当該指定介護予防サービスの負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により支払われた場合に支給される費用に代わり当該指定介護予防サービスの負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要な費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要な費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便益のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの費用を記した文書を交付して説明を行ひ、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

第百七十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行ふ場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第百七十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 通常の送迎の実施地域

五 非常災害対策

六 その他運営に関する重要な事項

第百八十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者に対する利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護を提供することとなる利用者数



四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際に当該介護予防短期入所療養介護事業所の管理者に交付しなければならない。

六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつては、介護予防必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができよう配慮しなければならない。

#### (診療の方針)

- 第百九十八条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
- 二 診療に当たつては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるものほか行つてはならないこと。
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を用いてはならないこと。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

#### (機能訓練)

- 第百九十九条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならぬ。

#### (看護及び医学的管理の下における介護)

- 第二百十条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならぬ。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

#### (食事の提供)

- 第二百一条** 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜(し)好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

四 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際に当該介護予防短期入所療養介護事業所の管理者に交付しなければならないこと。

六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつては、介護予防必要な支援を行うこと。

七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができよう配慮しなければならない。

#### (診療の方針)

- 第一百八十五条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められると診療の必要性が対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- 二 診療に当たつては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるものほか行つてはならないこと。
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を用いてはならないこと。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

#### (機能訓練)

- 第一百八十六条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならぬ。

#### (看護及び医学的管理の下における介護)

- 第一百八十七条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならぬ。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

#### (食事の提供)

- 第一百八十八条** 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜(し)好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

**2** 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

### その他のサービスの提供)

**第二百二条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

**2** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならぬ。

**第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養基準**の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効率的な支援方法に関する基準

第一節の趣旨及び基本方針

(一)の筋の講堂)

**(この章の題目)** 第二百三条 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業）において少數の療養室等及び当該療養室を営むたる「ユニット」により一體的に構成される場所（以下この章において同じ。）に利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものを行なう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営による。

二十一

**(基本方針)** **第二百四条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおける利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第一款 設備に關する其準

**第二百五条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に限る。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成

三八、年旧介護病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十一年度介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養介護事業所にあっては、平成十一年度介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備）として必要とする。

**3** 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

**第二百八十九条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者からの要望を考慮し、利用者の嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供に努めるものとする。  
**第二百九十条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならぬ。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効率的な基準

第一款 二〇節の趣旨及び基本方針

(一) 第二回

**(この章の題目)**  
**第一百九十条** 第一節及び前三節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業等において少數の療養室等及び当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいふ。以下この章において「ユニット」といふ。(以下同じ。)この基準に定めるものと同一の規範を有するものとみなす。

**(基本方針)** **第百九十二条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の生活機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第一款 証據の其準

**第百九十二条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

二 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限ること。）

**三 落成** 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定  
原食内小を有する病院（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所）に限る。

**四 介護療養施設** 療養病床を有する病床（ユニット型医療施設）に限る。

### 第三款 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

**第二百六条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスとして、当該指定介護予防短期入所療養事業者から利用料の一部とし、その利用者から該基準額から当該額の支払を受けるものとする。

**2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスは、法定代理受領サービスから支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。**

**3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。**

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定介護事業者に支払われる費用）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要な費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要な費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理容代 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

七 前項第一号から第十四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

八 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第十四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### (運営規程)

**第二百七条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に關する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針  
二 従業者の職種、員数及び職務の内容  
三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額  
四 通常の送迎の実施地域  
五 通常の送迎の実施地域  
六 非常災害対策  
七 その他運営に関する重要な事項

#### (勤務体制の確保等)

**第二百八条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できることができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

### 第三款 運営の基準

#### (利用料等の受領)

**第二百九十三条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならぬ。**

**3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。**

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第二項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定介護事業者に支払われた場合は、同号の食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第二項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定介護事業者に支払われた場合は、同号の滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要な費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要な費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理容代 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

七 前項第一号から第十四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

八 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第十四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### (運営規程)

**第二百九十四条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要な事項に關する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針  
二 従業者の職種、員数及び職務の内容  
三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額  
四 通常の送迎の実施地域  
五 通常の送迎の実施地域  
六 非常災害対策  
七 その他運営に関する重要な事項

#### (勤務体制の確保等)

**第二百九十五条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2** 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
  - 二 夜間及び深夜については、二人以上以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
  - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
  - 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 第二百九条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上他の利用者に対する同様の対応を行つてはならない。ただし、災害、火災、虐待その他の利用者に対する違法行為を行つてはならない。
- 1 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
  - 2 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

#### (定員の遵守)

- 第二百九十二条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、火災、虐待その他の利用者に対する違法行為を行つてはならない。）数以上他の利用者に対する同様の対応を行つてはならない。
- 1 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居定員とみなした場合において入居定員を超えることとなる利用者数
  - 2 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

#### (準用)

- 第二百九十三条** 第百七十六条、第百七十八条、第百八十二条及び第百八十二条（第百三条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業においては、「第百九十七条において、第百八十二条及び第百九十二条から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百九十九条」と読み替えるものとする。

#### 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

- 第二百十一条** 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようになります。利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行ふことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならぬ。
- 1 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
  - 2 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

##### (看護及び医学的管理の下における介護)

- 第二百十二条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

##### (看護及び医学的管理の下における介護)

- 第二百十九条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

<p><b>2</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。</p>	<p><b>3</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことを行って入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p><b>4</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p><b>5</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを取り替えなければならない。</p> <p><b>6</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p><b>7</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせなければならない。</p>	<p><b>(食事)</b></p> <p><b>第二百十三条</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p><b>2</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。</p> <p><b>3</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p><b>4</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p><b>5</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。</p>	<p><b>(他のサービスの提供)</b></p> <p><b>第二百四十二条</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p><b>2</b> ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p><b>(準用)</b></p> <p><b>第二百四十五条</b> 第百九十九条から第百八十六条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業について準用する。この場合において、第百九十七条中「第百八十六条」とあるのは「第二百四十二条」と、「前条」とあるのは「第二百二十二条」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第七節 削除〔平成二三年八月厚労令一〇六号〕</b></p> <p><b>第二百十六条から第二百二十九条まで 削除〔平成二三年八月厚労令一〇六号〕</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;後略&gt;</p>
--	---	---	--	---